

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

2024年度（令和6年度）

福山市中小企業融資制度要綱

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

【2024年（令和6年）4月1日現在】

福山市経済環境局経済部産業振興課
〒720-8501 福山市東桜町3番5号
TEL (084) 928-1040（直通）



※ 福山市ホームページから全ての要綱及び申請書類をダウンロードすることができますので
ご利用ください。

福山市トップページ>担当部署で探す>産業振興課>中小企業融資制度

目

次

(1)	福山市中小企業融資制度の取扱いについて	1
(2)	福山市中小企業融資制度に係る事務分担	2
(3)	福山市中小企業融資制度利用の手順	3
(4)	預託に伴う事務手続きについて	4
(5)	福山市中小企業融資資金条例	5-6
(6)	福山市中小企業融資資金条例施行規則	7-14
(7)	福山市中小企業経営安定資金融資制度要綱	15-16
	緊急支援資金融資制度要領	17
(8)	福山市小規模事業資金融資制度要綱	18-19
(9)	福山市創業支援資金融資制度要綱	20-21
(10)	福山市産業団地企業立地資金融資制度要綱	22-23
	事業完了報告書	24
(11)	福山市中心市街地活性化特別融資制度要綱	25-26
(12)	別表第1（融資条件）	27
	別表第2（添付書類）	28
	創業・再挑戦計画書	29-33
	創業計画書(スタートアップ創出促進保証用)	34-36

福山市中小企業融資制度の取扱いについて

1. 融資の対象者について

(1) 中小企業者の範囲

- ・中小企業基本法による中小企業者

業 種	資 本 金	従 業 員
製造・建設・運輸業	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5千万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下	100人以下

(2) 組合等の範囲

- ・中小企業等協同組合法による事業協同組合及び企業組合
- ・中小企業団体の組織に関する法律による協業組合及び商工組合
- ・商店街振興組合法による商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

その他融資の対象者については各融資制度要綱の規定による。

2. 取扱いについて（取扱事務要領）

(1) 各融資制度の目的に即した融資を行うこと。

必要に応じて広島県信用保証協会の信用保証を活用し、積極的に取り扱うこと。

(2) 融資についての関係書類は、整理し、別途経理を行うこと。

(3) 毎月制度別融資に関する実績を統括店で取りまとめ、所定の報告書により年に4回（原則6月・9月・12月・3月）の翌月15日までに、市（産業振興課）へ報告すること。

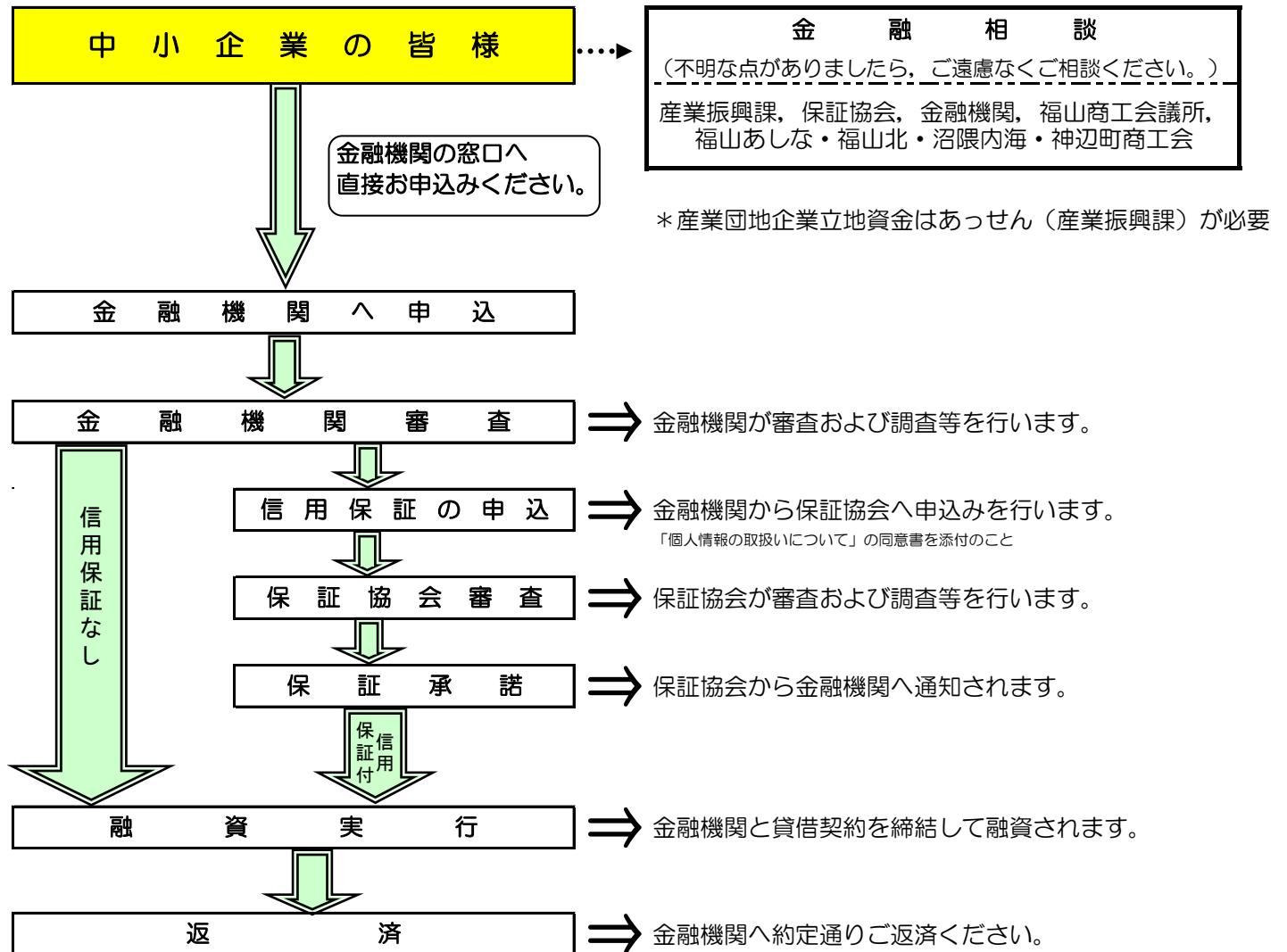
(4) その他不明な点が生じた場合は、市（産業振興課）の指示を受けること。

福山市中小企業融資制度に係る事務分担

事 務 分 担 内 容	市	保証 協会	金融 機関	会議所 商工会
1 融資の対象者であることの確認 (a～f)	○	○	○	○
(a) 市内に引き続き1年以上住所を有する				
(b) 市内で1年以上同一事業を営む				
(c) 協会保証対象業種及び許認可登録がある				
(d) 市税（市税の完納証明書による）を完納				
(e) 協会の代位弁済による債務の負担がない				
(f) その他要綱に規定する対象者である				
2 申込書類の記載内容の確認	○	○	○	○
3 申込金額・使途・期間等についての検討	○	○	○	○
4 融資のあっせん（一部制度は市のみ）	○	○		○
5 信保の有無の検討・決定			○	
6 連帯保証人・担保の適格性の判断		○	○	
7 保証承諾の検討・決定		○		
8 融資実行の可否の検討・判断			○	
9 融資希望者に対する個別相談指導	○	○	○	○
10 融資に係る苦情処理	○			
11 工場移設資金に係る通知書（企業誘致推進課）	○			
12 中心市街地活性化特別資金に係る認定書 （福山商工会議所）				○
13 融資に係る課題・問題等の調整・解決	○			
14 融資制度の広報	○			

会議所：福山商工会議所

○ご利用の手順



○ご利用にあたって

- 金融機関等による金融審査がありますので、無条件に限度額の融資が受けられるというわけではありません。
- 経営内容等の説明が必要となります。経営者本人が窓口にお申し込みください。
- 資金の用途は明確にし、無理のない借入・返済計画をたて、余裕をもってお申し込みください。
- 申込に際して、紹介料・手数料等は一切不要です。金融あっせんにご注意ください。

信用保証料の負担軽減措置について

福山市は、中小企業の金融円滑化に加えて特別な政策目的（小規模企業の振興、中心市街地活性化、企業立地推進等）をもつ資金を対象として、その活用促進に資するよう、保証料率負担が大きい層に重点的に負担軽減措置を実施しています。（割引相当額は本市が負担しています。）

【信用保証料の負担軽減措置を実施している資金】

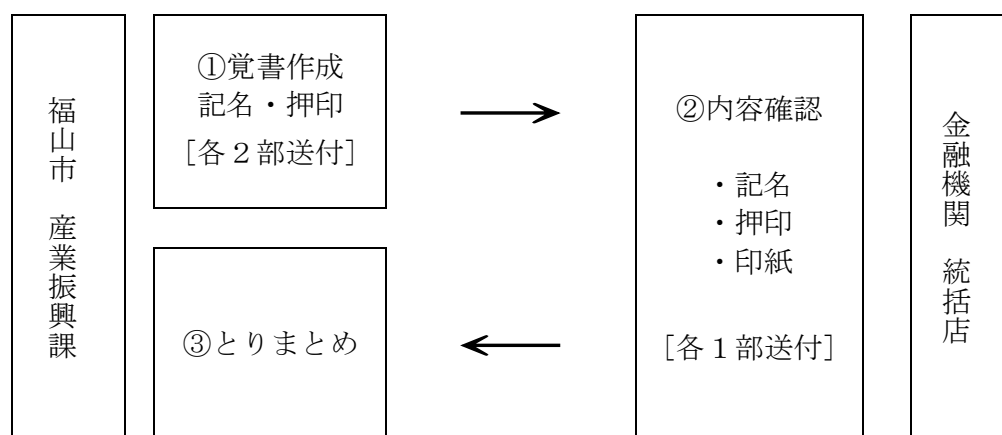
小規模事業資金、中心市街地活性化特別資金、産業団地企業立地資金

（単位：％）

利用者区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
協会所定保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
割引適用料率	1.33	1.22	1.08	0.94	0.80	0.70	0.56	0.54	0.40
割引幅	0.57	0.53	0.47	0.41	0.35	0.30	0.24	0.06	0.05

預託に伴う事務手続きについて

1. 預託事務手続きの統一を図るため、福山市の窓口は産業振興課、金融機関の窓口は福山市内統括店または本店とします。
2. 覚書の締結事務は下記のとおり行う。



3. 覚書の記名者は、代理権限者（支店長）も代表者とみなします。
4. 送金事務を適正に行なうため、代表者（支店長・本部長等）の変更がある場合には、その都度、「支払相手方登録依頼書（変更届）」の提出することが必要です。
支払相手方登録とは・・・
市では、お取引のある皆さまの
・ご住所
・法人名（氏名）
・振込先銀行口座等の情報
を事前登録することによって、
ご請求金額の支払事務の効率化及び正確性を図っています。……
継続的にお取引がある場合には、『支払相手方登録』をお願いしています。
登録内容に変更等が生じた場合は修正の登録が必要です。……
5. 福山市は、預託額（配分額）を預託日の15日前までに通知するよう努めます。
6. 預託先は福山市内統括店とし、決済用普通預金（無利息型普通預金）に預入します。
7. 預託については、覚書の事項に従うよう、お願いいたします。

○福山市中小企業融資資金条例

昭和41年5月1日

条例第48号

改正 昭和57年6月23日条例第34号

昭和58年3月23日条例第13号

昭和60年3月20日条例第15号

(目的及び設置)

第1条 福山市における中小企業者等の資金調達の円滑化と経営合理化のための設備近代化を促進し、その育成振興を図ることを目的として、福山市中小企業融資資金（以下「資金」という。）を設ける。

(一部改正〔昭和57年条例34号〕)

(融資の資金)

第2条 前条の目的を達成するため、市長は、この資金を広島県信用保証協会（以下「協会」という。）及び適当と認めて指定した金融機関（以下「金融機関」という。）に貸し付けるものとする。

2 協会は、前項の貸付金を金融機関に貸し付けるものとする。

3 金融機関は、前2項の貸付金を基礎として自己資金をあわせもって融資するものとする。

(全部改正〔昭和58年条例13号〕)

(融資の対象)

第3条 前条の融資は、次に掲げる者のうち企業経営において特に資金的に育成振興の必要あるものにして償還の見込確実なるものに限るものとする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）による中小企業者

(2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による事業協同組合及び企業組合

(3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合及び商工組合

(4) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）による商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

(一部改正〔昭和57年条例34号〕)

(資金の目的以外の使用禁止)

第4条 この資金は、目的以外のことに使用してはならない。

(資金の貸付期間)

第5条 この資金は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終るものとする。

(一部改正〔昭和58年条例13号・60年15号〕)

(委任)

第6条 この資金の管理運営その他この条例の施行について必要な事項は、市長がこれを定める。

(一部改正〔昭和60年条例15号〕)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の日の前日までに、従前の福山市及び松永市が、福山市中小企業融資資金条例（昭和26年福山市条例第29号）及び松永市中小企業融資資金条例（昭和30年松永市条例第22号）の規定により手続されたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和57年6月23日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月23日条例第13号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月20日条例第15号）

この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

○福山市中小企業融資資金条例施行規則

昭和41年 5 月 1 日

規則第43号

改正 昭和41年 6 月 1 日規則第107号

昭和44年 4 月 1 日規則第13号

昭和45年 4 月 1 日規則第16号

昭和46年 3 月31日規則第 3 号

昭和46年10月12日規則第41号

昭和47年 5 月22日規則第21号

昭和48年 3 月31日規則第 9 号

昭和49年 5 月31日規則第47号

昭和49年 7 月 1 日規則第68号

昭和50年 5 月 1 日規則第49号

昭和50年10月 1 日規則第69号

昭和51年 3 月31日規則第17号

昭和51年 7 月15日規則第38号

昭和52年 7 月 1 日規則第32号

昭和52年12月 6 日規則第54号

昭和53年 4 月20日規則第17号

昭和53年 6 月12日規則第25号

昭和54年 4 月19日規則第18号

昭和54年10月31日規則第40号

昭和55年 4 月 1 日規則第24号

昭和56年 6 月15日規則第30号

昭和57年 3 月31日規則第18号

昭和57年 6 月 1 日規則第37号

昭和57年 6 月23日規則第39号

昭和58年 3 月31日規則第 9 号

昭和59年 3 月31日規則第 4 号

昭和60年 6 月29日規則第31号

平成 2 年 3 月30日規則第18号

平成13年3月26日規則第7号
平成14年3月31日規則第18号
平成15年1月31日規則第10号
平成17年1月31日規則第47号
平成17年3月28日規則第93号
平成18年2月28日規則第49号
平成18年3月28日規則第72号
平成21年3月31日規則第24号
平成30年3月27日規則第11号
平成31年3月29日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、福山市中小企業融資資金条例（昭和41年条例第48号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(全部改正〔昭和58年規則9号〕)

(資金の融資)

第2条 この資金は、事業上の運転資金及び設備資金として必要なものに融資する。

2 資金の種類及び融資対象者は、別表のとおりとする。

(全部改正〔昭和47年規則21号〕、一部改正〔昭和54年規則18号・58年9号〕)

(融資金額又は融資期間等)

第3条 融資金額及び融資期間等は、市長が別に定める。

(全部改正〔昭和58年規則9号〕)

(融資の対象)

第4条 融資の対象は、次の各号の条件を具備するものに限る。ただし、市長が適当と認める者については、この限りでない。

- (1) 市内に引き続き1年以上住所（法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地とする。）を有する者
- (2) 市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる者
- (3) 広島県信用保証協会の保証対象業種に該当する事業を営んでいる者
- (4) 市税の納税成績良好な者
- (5) その他市長が別に定める条件に該当する者

(一部改正〔昭和45年規則16号・46年3号・47年21号・49年47号・51年38号・55年24号・57年39号・58年9号・平成13年7号〕)

(融資又は融資のあっせん申込み)

第5条 この資金の融資を受けようとする者は、条例第2条に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は市長、福山商工会議所会頭若しくは商工会法（昭和35年法律第89号）の規定により設立された市内の商工会の会長（以下「市長等」という。）若しくは広島県信用保証協会（以下「協会」という。）へ、所定の申込書により、融資のあっせんを申し込むものとする。

2 市長等は、前項のあっせん申込みを受けたときは、書類を審査のうえ、必要により調査を行い、金融機関へ融資をあっせんするものとする。

3 協会は、第1項のあっせん申込みを受けたときは、必要な調査を行ったうえ、信用保証を適当と認めたものについて金融機関へ融資をあっせんするものとする。

(全部改正〔昭和58年規則9号〕、一部改正〔平成15年規則10号・17年47号・18年49号〕)

(融資の決定)

第6条 金融機関は、前条の規定により融資の申込み又は融資のあっせんを受けたときは、所定の調査を行い、必要に応じて市長と協議のうえ融資を決定する。

(全部改正〔昭和58年規則9号〕、一部改正〔昭和60年規則31号〕)

(金融機関からの通報)

第7条 金融機関は、融資できがたいものについては理由を付して、市長等又は協会に通報するものとする。

(一部改正〔昭和47年規則21号・57年37号・58年9号〕)

(金融機関の経理)

第8条 金融機関は、この資金による融資について帳簿書類を別にして経理するものとする。

(一部改正〔昭和58年規則9号〕)

(融資実績の報告等)

第9条 市長は、必要に応じて、金融機関に対し、融資実績の報告又は本融資に関する帳簿書類の閲覧を求めることができる。

(一部改正〔昭和47年規則21号・平成30年規則11号〕)

(融資認定の最後決定及び損失補償)

第10条 この資金による融資認定の最後決定は、金融機関がなし、これに関するいっさいの責任を負担し、市長は負担しないものとする。

2 協会が、金融機関に代位弁済を行った場合は、損失補償契約の範囲内において市長がその責めを負うものとする。

(一部改正〔昭和47年規則21号・51年38号・52年32号・58年9号〕)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(追加〔昭和46年規則3号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(一部改正〔平成15年規則10号〕)

(内海町及び新市町の編入に伴う経過措置)

2 内海町及び新市町の編入の日以後における第4条第1号及び第2号の規定の適用については、同日現在の福山市の区域をもって市内とみなす。

(追加〔平成15年規則10号〕、一部改正〔平成17年規則47号〕)

(沼隈町の編入に伴う経過措置)

3 前項の規定は、沼隈町の編入について準用する。

(追加〔平成17年規則47号〕)

4 附則第2項の規定は、神辺町の編入について準用する。

(追加〔平成18年規則49号〕)

附 則 (昭和41年6月1日規則第107号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年4月1日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年4月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年3月31日規則第3号)

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年10月12日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年 5 月22日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和48年 3 月31日規則第 9 号）

この規則は、昭和48年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和49年 5 月31日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和49年 7 月 1 日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年 9 月 6 日から適用する。

附 則（昭和50年 5 月 1 日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和50年10月 1 日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年 3 月31日規則第17号）

この規則は、昭和51年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和51年 7 月15日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年 7 月 1 日規則第32号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福山市中小企業融資資金条例施行規則別表の規定は、昭和52年 6 月15日以後融資するものについて適用する。

附 則（昭和52年12月 6 日規則第54号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福山市中小企業融資資金条例施行規則別表の規定は、昭和52年12月 1 日以後融資するものについて適用する。

附 則（昭和53年 4 月20日規則第17号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福山市中小企業融資資金条例施行規則別表の規定は、昭和53年 4 月 1 日以後融資するものについて適用する。

附 則（昭和53年 6 月12日規則第25号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福山市中小企業融資資金条例施行規則別表の規定は、昭和53

年6月1日以後融資するものについて適用する。

附 則（昭和54年4月19日規則第18号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の福山市中小企業融資資金条例施行規則別表の規定は、昭和54年4月1日以後融資するものについて適用する。

附 則（昭和54年10月31日規則第40号）

この規則は、昭和54年11月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日規則第24号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年6月15日規則第30号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の福山市中小企業融資資金条例施行規則別表の規定は、昭和56年6月1日以後融資するものについて適用する。

附 則（昭和57年3月31日規則第18号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年6月1日規則第37号）

この規則は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則（昭和57年6月23日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日規則第9号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日規則第4号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年6月29日規則第31号）

この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則（平成2年3月30日規則第18号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日規則第7号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月31日規則第18号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年 1 月31日規則第10号）

この規則は、平成15年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成17年 1 月31日規則第47号）

この規則は、平成17年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月28日規則第93号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 2 月28日規則第49号）

この規則は、平成18年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月28日規則第72号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月31日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に融資を決定している商業活性化特別資金については、改正前の福山市中小企業融資資金条例施行規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成30年 3 月27規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に融資を決定している資金については、改正前の福山市中小企業融資資金条例施行規則（第 9 条を除く。）は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成31年 3 月29規則第37号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に融資を決定している資金については、改正前の福山市中小企業融資資金条例施行規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

（全部改正〔昭和58年規則9号〕、一部改正〔昭和59年規則4号・平成2年18号・14年18号・17年93号・18年72号・21年24号・30年11号・31年37号〕）

資金の種類	融資対象者
経営安定資金	組合等
	中小企業者
小規模事業資金	中小企業者

備考

この表において「組合等」とは、条例第3条第2号から第4号までに掲げる組合及び組合連合会をいう。

福山市中小企業経営安定資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福山市中小企業融資資金条例(昭和41年条例第48号。以下「条例」という。)及び福山市中小企業融資資金条例施行規則(昭和41年規則第43号。以下「規則」という。)により、市内の中小企業者に対して経営基盤の確立に必要な事業資金を融資し、企業経営の安定と向上、設備の近代化、経営合理化と体質改善に資することを目的とする。

(融資の資金)

第2条 前条の目的を達成するため、市長は、資金を条例第2条に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)に預託するものとする。

2 金融機関は、前項の預託金に市長が別途呈示する協調倍率を乗じた額以上を融資枠とし、融資するものとする。

(融資の対象者)

第3条 融資の対象者は、次の各号すべてに該当する者に限る。ただし、市長が適当と認める者については、この限りでない。

(1) 市内に引き続き1年以上住所(会社は、本店の所在地とする。)を有する者

(2) 市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる者、又は市内で1年以上同一事業を営む組合等

(3) 広島県信用保証協会(以下「協会」という。)の保証対象業種に該当する事業を営んでいる者

(4) 市税の納税成績良好な者

(5) 金融機関から取引停止処分を受けていない者

(6) 協会の代位弁済による債務を負担していない者

(7) 償還が確実であると認められる者

2 次に該当するものは、前項の規定にかかわらず、融資対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) 前号に規定する者が役員となっている法人

(3) 暴力団員がその事業活動を支配する者

(4) その他、公序良俗に反するなど、融資対象とするのが適当でない認められる者

(融資条件)

第4条 融資限度額、融資期間、その他の融資の条件は、別表第1のとおりとする。

(融資又は融資のあっせん申込み)

第5条 融資を受けようとする者は、各機関所定の申込書に別表第2に掲げる書類を添付して、金融機関へ申し込むか又は規則第5条に規定する市長等(以下「市長等」という。)若しくは協会へ融資のあっせんに申し込むものとする。

2 市長等は、前項のあっせん申込みを受けたときは、書類を審査のうえ、必要により調査を行い、金融機関へ融資をあっせんするものとする。

3 協会は、第1項のあっせん申込みを受けたときは、必要な調査を行ったうえ、信用保証を適当と認めたものについて金融機関へ融資をあっせんするものとする。

(融資の決定)

第6条 金融機関は、前条の規定により融資の申込み又は融資のあっせんを受けたときは、所定の調査を行い、必要に応じて市長と協議のうえ融資を決定する。

(両建預金の禁止)

第7条 金融機関は、この要綱による融資について両建預金を受け入れてはならない。

(即時弁済)

第8条 市長は、必要に応じて調査を行い、借入者が、次の各号の一に該当すると認めた場合、借入金の全額又は一部を即時弁済させるものとする。

(1) 虚偽その他不正の行為によるとき

(2) 借入金を目的外に使用したとき

(雑則)

第9条 この要綱に規定のない事項については、金融機関及び協会の定めるところによるほか、市長が定める。

- 附 則
1 この要綱は、昭和58年4月1日から実施する。
2 福山市中小企業融資制度要綱は、昭和58年3月31日で廃止する。
3 前項の要綱に基づいて融資しているものについては、なお従前の例による。

附 則
この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、昭和62年1月1日から実施する。

附 則
この要綱は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、昭和62年5月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成元年2月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成元年5月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成2年2月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成2年10月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成3年2月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成3年12月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成4年10月19日から実施する。

附 則
この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成5年11月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成6年1月4日から実施する。

附 則
この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成7年5月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成7年8月7日から実施する。

附 則
この要綱は、平成8年9月17日から実施する。

附 則
この要綱は、平成8年10月14日から実施する。

附 則
この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成10年2月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則
1 この要綱は、平成13年6月1日から実施する。

2 福山市中小企業経営安定化資金（緊急支援資金）の実施について必要な事項は別に定める。

附 則
この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成15年1月14日から実施する。

附 則
1 この要綱は、平成15年2月3日から実施する。

2 内海町及び新市町の編入の日（以下「編入日」という。）以後における第3条第1号及び第2号の規定の適用については、編入日現在の福山市の区域をもって市内とみなす。

附 則
この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成16年5月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成16年10月1日から実施する。

附 則
1 この要綱は、平成17年2月1日から実施する。

2 沼隈町の編入の日（以下「編入日」という。）以後における第3条第1号及び第2号の規定の適用については、編入日現在の福山市の区域をもって市内とみなす。

附 則
この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則
1 この要綱は、平成18年3月1日から実施する。

2 神辺町の編入の日（以下「編入日」という。）以後における第3条第1号及び第2号の規定の適用については、編入日現在の福山市の区域をもって市内とみなす。

附 則
この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成30年6月25日から実施する。

経営安定資金（緊急支援資金）融資制度要領

（趣旨）

第1条 この要領は、災害により事業経営に影響を受けている中小企業者等に対し長期低利の資金を供給し、経営の安定、維持、発展に資することを目的とし、その融資に関しては、福山市中小企業経営安定資金融資制度要綱に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

（融資対象）

第2条 中小企業者等で、市長が指定する相当規模の災害により直接被害を受け復旧資金を必要とするもの

（融資条件）

第3条 融資条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）資金の用途 運転資金及び設備資金（災害による直接被害の復旧に要する資金）
- （2）融資限度額 1,000万円
- （3）融資期間 10年以内
（運転資金の据置期間〈1年以内〉又は設備資金の据置期間〈3年以内〉を含む。）
（運転資金と設備資金を一つの融資として実行する場合は、運転資金の据置期間を適用する。）
- （4）貸出利率 市長がその都度定める。
- （5）信用保証 必要に応じ広島県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証付きとし、保証料は協会の定めによる。
- （6）返済方法、担保、保証人等 取扱金融機関又は協会所定の方法による。

（融資手続）

第4条 融資を希望する者は、取扱金融機関又は協会所定の申込書に、市税の完納証明書及びり災証明書等、被害を受けたことが確認できる書類を添付して取扱金融機関へ申し込む。

附 則

この要領は、平成13年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

福山市小規模事業資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福山市中小企業融資資金条例(昭和41年条例第48号。以下「条例」という。)及び福山市中小企業融資資金条例施行規則(昭和41年規則第43号。以下「規則」という。)により、市内の中小企業者のうち、常時使用する従業員の数が30人以下、商業・サービス業にあつては10人以下の者(以下「小規模事業者」という。)に対して事業資金を融資し、その資金調達円滑化と設備の近代化を図り事業の維持発展に資することを目的とする。

(融資の資金)

第2条 前条の目的を達成するため、市長は、資金を条例第2条に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)に預託するものとする。

2 金融機関は、前項の預託金に市長が別途呈示する協調倍率を乗じた額以上を融資枠とし、融資するものとする。

(融資の対象者)

第3条 融資の対象者は、次の各号すべてに該当する者に限る。ただし、市長が適当と認める者については、この限りでない。

(1) 市内に引き続き1年以上住所(会社は、本店の所在地とする。)を有する者

(2) 市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる者

(3) 広島県信用保証協会(以下「協会」という。)の保証対象業種に該当する事業を営んでいる者

(4) 市税の納税成績良好な者

(5) 金融機関から取引停止処分を受けていない者

(6) 協会の代位弁済による債務を負担していない者

(7) 償還が確実であると認められる者

2 次に該当するものは、前項の規定にかかわらず、融資対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) 前号に規定する者が役員となっている法人

(3) 暴力団員がその事業活動を支配する者

(4) その他、公序良俗に反するなど、融資対象とするのが適当でない認められる者

(融資条件)

第4条 融資限度額、融資期間、その他の融資の条件は、別表第1のとおりとする。

(融資又は融資のあつせん申込み)

第5条 融資を受けようとする者は、各機関所定の申込書に別表第2に掲げる書類を添付して、金融機関へ申し込むか又は規則第5条に規定する市長等(以下「市長等」という。)若しくは協会へ融資のあつせんを申し込むものとする。

2 市長等は、前項のあつせん申込みを受けたときは、書類を審査のうえ、必要により調査を行い、金融機関へ融資をあつせんするものとする。

3 協会は、第1項のあつせん申込みを受けたときは、必要な調査を行ったうえ、信用保証を適当と認めたものについて金融機関へ融資をあつせんするものとする。

(融資の決定)

第6条 金融機関は、前条の規定により融資の申込み又は融資のあつせんを受けたときは、所定の調査を行い、必要に応じて市長と協議のうえ融資を決定する。

(両建預金の禁止)

第7条 金融機関は、この要綱による融資について両建預金を受け入れてはならない。

(即時弁済)

第8条 市長は、必要に応じて調査を行い、借入者が、次の各号の一に該当すると認めた場合、借入金の全額又は一部を即時弁済させるものとする。

(1) 虚偽その他不正の行為によるとき

(2) 借入金を目的外に使用したとき

(雑則)

第9条 この要綱に規定のない事項については、金融機関及び協会の定めるところによるほか、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和58年4月1日から実施する。
- 2 福山市中小企業融資制度要綱は、昭和58年3月31日で廃止する。
- 3 前項の要綱に基づいて融資しているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和62年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和62年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成元年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成2年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成2年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成3年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成3年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年10月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成5年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年1月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年8月7日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年9月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年10月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年1月14日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成15年2月3日から実施する。

2 内海町及び新市町の編入の日（以下「編入日」という。）以後における第3条第1号及び第2号の規定の適用については、編入日現在の福山市の区域をもって市内とみなす。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成17年2月1日から実施する。

2 沼隈町の編入の日（以下「編入日」という。）以後における第3条第1号及び第2号の規定の適用については、編入日現在の福山市の区域をもって市内とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成18年3月1日から実施する。

2 神辺町の編入の日（以下「編入日」という。）以後における第3条第1号及び第2号の規定の適用については、編入日現在の福山市の区域をもって市内とみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年6月25日から実施する。

福山市創業支援資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の創業者に対して、事業の実施に必要な資金を融資することにより、その育成を図り、もって本市経済の振興に資することを目的とする。

(中小企業者)

第2条 この要綱において中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する者とする。

(創業者)

第3条 この要綱において「創業者」とは、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第29項各号及び第129条第2項に掲げる者で、次のいずれかに該当する個人または中小企業者をいう。

- ア 事業を営んでいない個人であって、1月以内(産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された特定創業支援等事業(以下「認定特定創業支援等事業」という。))により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者(あつては、6月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有すること
- イ 事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者(あつては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有すること
- ウ 創業を行った個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないこと
- エ 事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないこと
- オ 中小企業者である会社が新たに会社を設立する場合であつて、当該会社が事業を開始する具体的計画を有すること
- カ 中小企業者である会社が新たに設立した会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないこと
- キ 事業を営んでいない個人が、個人事業主として創業した後に同一事業を継承させた会社を設立する場合であつて、当該会社が個人で創業した日以後5年を経過していないこと

(融資の資金)

第4条 第1条の目的を達成するため、市長は、資金を別表第1で定める金融機関(以下「金融機関」という。)に預託するものとする。

2 前項の預託金は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終るものとする。

3 金融機関は、前項の預託金に市長が別途呈示する協調倍率を乗じた額以上を融資枠とし、融資するものとする。

(融資の対象者)

第5条 融資の対象者は、次の各号すべてに該当する創業者に限る。ただし、市長が適当と認める者については、この限りでない。

- (1) 市内に引き続き1年以上住所を有する個人、または市内に本店を有する会社
 - (2) 広島県信用保証協会(以下「協会」という。)の保証対象業種に該当する者(ただし、個人事業主として創業する者については、協会が規定するスタートアップ創出促進保証の対象外)
 - (3) 市税を完納している者
 - (4) 金融機関から取引停止処分を受けていない者
 - (5) 協会の代位弁済による債務を負担していない者
 - (6) 償還が確実であると認められる者
- 2 次に該当するものは、前項の規定にかかわらず、融資対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (2) 前号に規定する者が役員となっている法人
 - (3) 暴力団員がその事業活動を支配する者
 - (4) その他、公序良俗に反するなど、融資対象とするのが適当でないと思われれる者

(融資条件)

第6条 融資限度額、融資期間、その他の融資の条件は、別表第1のとおりとする。

(融資または融資のあつせん申込み)

第7条 融資を受けようとする者は、各機関所定の申込書等に市税の完納証明書を添付して、金融機関へ申し込むか、または市長、福山商工会議所会頭若しくは商工会法(昭和35年法律第89号)に基づいて設立された市内の各商工会会長(以下「市長等」という。)へ融資のあつせんを申し込むものとする。

2 市長等は、前項のあつせん申込みを受けたときは、書類を審査のうえ、必要により調査を行い金融機関へ融資をあつせんするものとする。

(融資の決定等)

第8条 金融機関は、前条の規定により融資の申し込みを受けたときは、必要に応じて協会と協議のうえ、すみやかに融資の適否を決定し、融資を実行するものとする。

(債務引受け)

第9条 第3条第1号イに該当することにより融資を受けた者は、会社設立及び事業開始に係る債務を設立した会社に免責的に引き継ぐものとする。

(両建預金の禁止)

第10条 金融機関は、この要綱による融資について両建預金を受け入れてはならない。

(即時弁済)

第11条 市長は、必要に応じて調査を行い、借入者が、次の各号の一に該当すると認めた場合、借入金の全額または一部を即時弁済させるものとする。

(1) 虚偽その他不正の行為によるとき

(2) 借入金を目的外に使用したとき

(融資実績の報告等)

第12条 市長は必要に応じて、金融機関に対し融資実績の報告又は本融資に関する帳簿書類の閲覧を求めることができる。

(融資認定の最後決定及び損失補償)

第13条 この資金による融資認定の最後決定は、金融機関がなし、これに関する一切の責任を負担し、市長は負担しないものとする。

2 協会が、金融機関に代位弁済を行った場合は、損失補償契約の範囲内において市長がその責めを負うものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に規定のない事項については、金融機関及び協会の定めるところによるほか、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年1月14日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成15年2月3日から実施する。

2 内海町及び新市町の編入の日(以下「編入日」という。)以後における第6条第1号の規定の適用については、編入日現在の福山市の区域をもって市内とみなす。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成17年2月1日から実施する。

2 沼隈町の編入の日(以下「編入日」という。)以後における第6条第1号の規定の適用については、編入日現在の福山市の区域をもって市内とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

2 福山市創業支援資金(ベンチャー企業支援資金)融資の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年3月1日から実施する。

2 神辺町の編入の日(以下「編入日」という。)以後における第6条第1号の規定の適用については、編入日現在の福山市の区域をもって市内とみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年6月25日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

福山市産業団地企業立地資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福山北産業団地（以下「団地」という。）に事業所の新設又は移転（以下「立地」という。）をしようとする者に対して、必要な資金を融資することにより、企業立地の促進を図り、もって本市経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 工場及び流通施設をいう。
- (2) 工場 物品の製造、加工又は修理の事業の用に供する施設及びこれらに付帯する施設をいう。
- (3) 流通施設 流通業務（荷受け、保管、流通加工（物流の流通過程における簡易な加工をいう。）、出荷、道路運送その他の物資の流通に係る業務をいう。）を専ら行うための施設をいう。
- (4) 金融機関 別表第1で定める取扱金融機関をいう。

(融資の対象者)

第3条 融資の対象者は、団地において事業所の立地を行う者であり、次の各号すべてに該当する者に限る。ただし、市長が適当と認める者については、この限りでない。

- (1) 融資を受けた日から起算して2年以内に立地を完了する見込みがある者
- (2) 引き続き1年以上同一事業を営んでいる者
- (3) 広島県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証対象業種に該当する事業を営んでいる者
- (4) 市税の納税成績良好な者
- (5) 金融機関から取引停止処分を受けていない者
- (6) 協会等の代位弁済による債務を負担していない者
- (7) 償還が確実であると認められる者

2 次に該当するものは、前項の規定にかかわらず、融資対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 前号に規定する者が役員となっている法人
- (3) 暴力団員がその事業活動を支配する者
- (4) その他、公序良俗に反するなど、融資対象とするのが適当でないと認められる者

(融資対象経費)

第4条 融資の対象となる経費は、事業所の立地に直接必要な費用のうち、土地、建物及び機械設備の取得に要する費用（以下「融資対象事業費」という。）とする。

(融資の資金)

第5条 第1条の目的を達成するため、市長は、資金を金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託金は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終るものとする。

3 金融機関は、前項の預託金に市長が別途呈示する協調倍率を乗じた額以上を融資枠とし、融資するものとする。

(融資条件)

第6条 融資限度額、融資期間、その他の融資の条件は、別表第1のとおりとする。

(融資のあっせん申込み)

第7条 融資を受けようとする者は、所定の申込書に次に掲げる書類を添付して、市長へ融資のあっせんを申し込むものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 市税の完納証明書
- (3) 商業登記簿謄本（法人の場合）
- (4) 住民票（個人の場合）
- (5) 許認可証の写し（許認可等を必要とする業種の場合）
- (6) 前期決算書類及び最近の試算表（法人の場合）
- (7) 前年分確定申告書の写し（個人の場合）
- (8) 見積書、設計図、位置図等
- (9) 売買契約書及び工事請負契約書等の写し
- (10) 建築確認通知書の写し
- (11) その他市長、金融機関及び協会が必要と定める書類

2 市長は、前項のあっせん申込みを受けたときは、書類を審査のうえ、必要により調査を行い、金融機関へ融資をあっせんするものとする。

(融資の決定)

第8条 金融機関は、前条の規定により融資のあっせんを受けたときは、所定の調査を行い、必要に応じて市長と協議のうえ融資を決定する。

(両建預金の禁止)

第9条 金融機関は、この要綱による融資について両建預金を受け入れてはならない。

(即時弁済)

第10条 市長は、必要に応じて調査を行い、借入者が、次の各号の一に該当すると認めた場合、借入金の全額又は一部を即時弁済させるものとする。

(1) 虚偽その他不正の行為によるとき

(2) 借入金を目的外に使用したとき

(事業完了の報告)

第11条 融資を受けた者は、当該融資に係る事業を完了したときは、速やかに所定の事業完了報告書により、市長に報告しなければならない。

(融資実績の報告等)

第12条 市長は必要に応じて、金融機関に対し融資実績の報告又は本融資に関する帳簿書類の閲覧を求めることができる。

(融資認定の最後決定及び損失補償)

第13条 この資金による融資認定の最後決定は、金融機関がなし、これに関する一切の責任を負担し、市長は負担しないものとする。

2 協会が、金融機関に代位弁済を行った場合は、損失補償契約の範囲内において市長がその責めを負うものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に規定のない事項については、金融機関及び協会の定めるところによるほか、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年10月1日から実施する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに融資した資金については、この要綱の規定は、その時以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年1月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年2月3日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

福山市中心市街地活性化特別融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中心市街地において小売業等を営む中小企業者及び組合等（以下「中小企業者等」という。）が商業環境の変化に対応して行う新たな取り組みに対して、必要な資金を融資することにより、その育成を図り、もって中心市街地での商業集積の増大を促進し、中心市街地の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中心市街地 福山駅周辺地区中心市街地の活性化に関する基本方針に定める中心市街地をいう。

(2) 小売業等 小売業、飲食店、サービス業等（風俗営業及び風俗関連営業を除く。）で一般の消費者を顧客とする事業をいう。

(3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）による中小企業者をいう。

(4) 組合等 次に掲げる者をいう。

(ア) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による事業協同組合及び企業組合

(イ) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合及び商工組合

(ウ) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）による商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

(5) 金融機関 別表第1で定める取扱金融機関をいう。

(融資の資金)

第3条 第1条の目的を達成するため、市長は、資金を金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託金は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終るものとする。

3 金融機関は、前項の預託金に市長が別途呈示する協調倍率を乗じた額以上を融資枠とし、融資するものとする。

(融資の対象者)

第4条 融資の対象者は、中心市街地において、事業所を有し、または貸付実行日以後2月以内に事業所を設立する具体的な計画を有する中小企業者等で、かつ、次の各号すべてに該当する者に限る。ただし、市長が適当と認める者については、この限りでない。

(1) 店舗の魅力を向上させるための新たな取り組みに関する計画（以下「店舗魅力化計画書」という。）を作成し、その計画が適当である旨福山商工会議所の認定を受けている者

(2) 福山市内に引き続き1年以上住所（法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地とする。）を有する者

(3) 市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる者

(4) 広島県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証対象業種に該当する事業を営んでいる者のうち、小売業等を営む者

(5) 市税の納税成績良好な者

(6) 金融機関から取引停止処分を受けていない者

(7) 協会の代位弁済による債務を負担していない者

(8) 償還が確実であると認められる者

2 次に該当するものは、前項の規定にかかわらず、融資対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 前号に規定する者が役員となっている法人

(3) 暴力団員がその事業活動を支配する者

(4) その他、公序良俗に反するなど、融資対象とするのが適当でないと認められる者

(融資条件)

第5条 融資限度額、融資期間、その他の融資の条件は、別表第1のとおりとする。

(融資又は融資のあつせん申込み)

第6条 融資を受けようとする者は、各機関所定の申込書等に福山商工会議所の認定を受けた店舗魅力化計画書及び市税の完納証明書を添付して、金融機関へ申し込むか、又は市長、福山商工会議所会頭、若しくは商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき設立された福山市内の商工会会長（以下「市長等」という。）へ融資のあつせんを申し込むものとする。

2 市長等は、前項のあつせん申込みを受けたときは、書類を審査のうえ、必要により調査を行い、金融機関へ融資をあつせんするものとする。

(融資の決定等)

第7条 金融機関は、前条の規定により融資の申込みを受けたときは、必要に応じて協会と協議のうえ、すみやかに融資の適否を決定し、融資を実行するものとする。

(両建預金の禁止)

第8条 金融機関は、この要綱による融資について両建預金を受け入れてはならない。

(即時弁済)

第9条 市長は、必要に応じて調査を行い、借入者が、次の各号の一に該当すると認めた場合、借入金の全額又は一部を即時弁済させるものとする。

(1) 虚偽その他不正の行為によるとき

(2) 借入金を目的外に使用したとき

(融資実績の報告等)

第10条 市長は必要に応じて、金融機関に対し融資実績の報告又は本融資に関する帳簿書類の閲覧を求めることができる。

(融資認定の最後決定及び損失補償)

第11条 この資金による融資認定の最後決定は、金融機関がなし、これに関する一切の責任を負担し、市長は負担しないものとする。

2 協会が、金融機関に代位弁済を行った場合は、損失補償契約の範囲内において市長がその責めを負うものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に規定のない事項については、金融機関及び協会の定めるところによるほか、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の適用を受けたものについては、償還完了の日までなおその効力を有するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年6月25日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表第1(融資条件)

制度名	資金用途	融資限度額	融資期間	融資利率		返済方法 (据置期間)	その他条件	取扱金融機関
				信用保証なし	信用保証付き			
経営安定資金	運転資金(長期)	1,500万円	10年以内	年1.97%以下	年1.67%以下	月賦返済 (1年以内)	経営安定資金の3制度について、融資限度額は各々別枠とする。	広島銀行・中国銀行・山口銀行・伊予銀行・百十四銀行・西日本シティ銀行・山陰合同銀行・もみじ銀行・トマト銀行・愛媛銀行・香川銀行 しまなみ信用金庫・広島信用金庫 広島県信用組合・備後信用組合・両備信用組合・笠岡信用組合 商工組合中央金庫
	運転資金(短期)	1,000万円	1年以内	年1.77%以下	年1.47%以下	一時払い 又は分割払い (据置期間なし)		
	設備資金	3,000万円	15年以内	年1.60%以下	年1.30%以下	月賦返済 (3年以内)		
経営安定資金 (緊急支援資金)	運転資金 設備資金	1,000万円	10年以内	市長がその都度定める		月賦返済 (運転資金:1年以内) (設備資金:3年以内)	運転資金と設備資金を一つの融資として実行する場合は、運転資金の据置期間を適用する。	
小規模事業資金	運転資金 設備資金	750万円	10年以内	年1.60%以下	年1.30%以下	月賦返済 (6か月以内)		
創業支援資金	運転資金 設備資金	2,000万円	10年以内	年1.30%以下	年1.0%以下	月賦返済 (1年以内)	スタートアップ創出促進保証については、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実施する又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。	広島銀行・中国銀行・もみじ銀行 しまなみ信用金庫・広島信用金庫 広島県信用組合・備後信用組合・笠岡信用組合 商工組合中央金庫
中心市街地活性化特別資金	運転資金 設備資金	中小企業者 運転:1,500万円 設備:3,000万円 組合等 運転:4,000万円 設備:8,000万円	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	年1.60%以下	年1.30%以下	月賦返済 (3年以内)	運転資金と設備資金を一つの融資として実行する場合は、運転資金の据置期間を適用する。	広島銀行・中国銀行・もみじ銀行 しまなみ信用金庫・広島信用金庫 広島県信用組合・備後信用組合・両備信用組合・笠岡信用組合 商工組合中央金庫
産業団地企業立地資金	設備資金	2億円	15年以内	年1.60%以下	年1.30%以下	月賦返済 (3年以内)	融資額は対象経費の65%以内とする。	広島銀行・中国銀行・もみじ銀行 しまなみ信用金庫 広島県信用組合 商工組合中央金庫

【共通事項】

- ・保証人・担保の設定については、金融機関所定の方法により実施する。
- ・設備資金における融資対象設備の設置場所は市内とする。
- ・設備資金については、土地取得費を対象資金使途としない。

別表第2(添付書類)

制度名	添付書類
経営安定資金	<ul style="list-style-type: none"> ・市税の完納証明書 ・設備資金は見積書及び図面又はカタログ ・その他市長等, 金融機関又は信用保証協会が必要と認める書類
経営安定資金 (緊急支援資金)	<ul style="list-style-type: none"> ・市税の完納証明書 ・設備資金は見積書及び図面又はカタログ ・罹災証明書等, 被害を受けたことが確認できる資料 ・その他市長等, 金融機関又は信用保証協会が必要と認める書類
小規模事業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・市税の完納証明書 ・設備資金は見積書及び図面又はカタログ ・その他市長等, 金融機関又は信用保証協会が必要と認める書類
創業支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ・市税の完納証明書 ・設備資金は見積書及び図面又はカタログ ・創業計画書(創業予定者の場合)(スタートアップ創出促進保証については, 創業後であっても創業計画書(スタートアップ創出促進保証用)の添付が必要) ・その他市長等, 金融機関又は信用保証協会が必要と認める書類
中心市街地活性化特別資金	<ul style="list-style-type: none"> ・市税の完納証明書 ・設備資金は見積書及び図面又はカタログ ・店舗魅力化計画書 ・その他市長等, 金融機関又は信用保証協会が必要と認める書類
産業団地企業立地資金	<ul style="list-style-type: none"> ・市税の完納証明書 ・事業計画書 ・商業登記簿謄本(法人の場合) ・住民票(個人の場合) ・許認可証の写し(許認可等を必要とする業種の場合) ・前期決算書類及び最近の試算表(法人の場合) ・前期分確定申告書の写し(個人の場合) ・見積書, 設計書, 位地図等 ・売買契約書及び工事請負契約書等の写し ・建築確認通知書の写し ・その他市長等, 金融機関又は信用保証協会が必要と認める書類

創業・再挑戦計画書

広島県信用保証協会 御中

令和 年 月 日
西暦

(どちらかに○印を付けてください)

[申込人]

住 所

会 社 名

氏名または
代表者名

創業関連保証・再挑戦支援保証の申
込みにあたり、以下のとおり創業・再
挑戦計画を提出します。

1. 事業概要

開業形態	個人事業・会社事業		商号(個人) 会社名(会社)	
開業(予定)住所	電話 ()			
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有 ・ 無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	令和 年 月 日 西暦
業 種			資 本 金	[会社設立(予定)の場合] 円
許 可 等 <small>[許可等取得が必要な場合]</small>	(種類) <small>(許可・免許・登録・認証の別を記入)</small>		(根拠法) <small>[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]</small>	
従業員数	名	取 扱 品	仕 入 先	
開業動機・目的				
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得				
<small>[会社設立予定の場合]</small> 出資者・出資額				
事業協力者の住所・氏名・勤務先				

2. 創業準備の着手状況 [下記の該当事項に○印を付けて下さい]

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了 (許認可取得見込み (申請状況や取得予定時期等) を具体的に記入してください。)
- キ その他 (具体的に記入して下さい)

3. 運転資金計画

名 称	金 額	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人 件 費 等		
そ の 他 の 資 金		
計	A	

4. 設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法 〔自己・新築 取得・賃貸〕	取得に要する資金	契約年月日	取得(完成) 年月日	
事業用不動産	土地	m ²		千円			
	建物	m ²		千円			
	計	B (取得に要する資金)					千円
区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額	発注先	設置(完成) 年月日
機械器具・什器備品等					千円		
	計	C (金額)					

5. 今回の資金計画による必要資金合計

A + B + C = _____ 千円 (**D**)

6. 資金調達計画

	預 金			預 金 以 外	
	預け先 (金融機関本支店名等)	預金種別	金 額	種 類	金 額
自 己 資 金			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他 (具体的に)	
			千円	()	
	自 己 資 金 合 計			千円	
借 入 金 等 (※)	借 入 先	年利	借 入 額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額	%	千円	千円	・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
	借 入 金 等 合 計			千円	調達資金 合計

(※) 今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

7. 収支計画（今後1年間分）

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	
外 注 工 費		工 賃 収 入	
人 件 費		雑 収 入	
その他費用			
利 益			
計		計	

8. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

9. 借入金等状況（※）

借入先等	資金用途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
（経営者本人が負担している保証債務も含まれます）。

10. 自己資金算定額

自 己 資 金 等	種 類		明 細		金 額
	普 通 預 金				千円
	定 期 性 預 金				
	有 価 証 券 等				
	入 居 保 証 金 等				
	設 備 充 当 等				
合 計					①
借 入 金 等	借 入 先	資 金 使 途	残 存 返 済 期 間	年 間 返 済 額	年 間 返 済 額 の 2 年 分 (2 年 以 内 の も の は 全 額)
			ヶ 月	千 円	千 円
合 計					②
自 己 資 金 額 (① - ②) =					③

11. その他 (計画に関する補足説明がありましたらご記入してください)

(スタートアップ創出促進保証制度用)

創業計画書

広島県信用保証協会 御中

令和 年 月 日
西暦

(どちらかに○印を付けてください)

〔申込人〕

住 所

会 社 名

氏名または
代表者名

スタートアップ創出促進保証制度の申込みにあたり、以下のとおり創業計画書を提出いたします。

【同意事項】

スタートアップ創出促進保証制度を利用するにあたり、貴協会が以下に掲げる当社※の情報を、以下に掲げる利用目的のために、経済産業省に対して提供することについて同意いたします。
また、原則として、創業者が会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることについて同意いたします。

※会社設立前の創業者が個人で申込む場合や、分社化を計画している親会社が申込む場合は、当該情報は情報提供の対象外のため情報提供いたしません。

1.提供する情報	中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額
2.提供先における利用目的	政策効果の検証

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法(該当する番号にチェック)	金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	<input type="checkbox"/> 1 電話 <input type="checkbox"/> 2 来店面談 <input type="checkbox"/> 3 訪問面談 <input type="checkbox"/> 4 その他()	

1. 事業概要

会 社 名 (予定含む)					
開業(予定)住所	電話 ()				
設 立 登 記(法人)	有 ・ 無		設 立(予定)年月日	令和 西暦	
業 種			資 本 金	〔会社設立予定を含む〕 円	
許 可 等 <small>[許可等取得が必要な場合]</small>	(種類)	<small>(許可・免許・登録・認証の別を記入)</small>		(根拠法)	<small>[取得すべき許可等の根拠法を記入(〔例〕食品衛生法)]</small>
従 業 員 数	名	取 扱 品	仕 入 先		
開業動機・目的					
開業に必要な知識、 技術、ノウハウの習得					
〔会社設立予定を含む〕 出 資 者 ・ 出 資 額					
事業協力者の住所・ 氏名・勤務先					

2. 創業準備の着手状況（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

下記の該当事項に○印を付けて下さい

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
（ ）
- キ その他（具体的に記入して下さい）
（ ）

3. 必要な資金及び調達の方法（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

次の(1)又は(2)のいずれかにチェックのうえ、自己資金割合が満たしていることをご確認ください。

税務申告1期末終了の創業者のうち、会社設立済であり売上高の計上がある者は(1)又は(2)のどちらかにチェックの上確認でも可。

(1) 税務申告1期末終了の創業者

必要な資金		金額(千円未満切捨)	調達の方法	金額(千円未満切捨)
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など(内訳)	千円	普通預金	千円
			定期性預金	千円
			有価証券等	千円
			入居保証金等	千円
			設備充当等	千円
			その他	千円
				千円
				千円
			小計(A)	千円
			親戚・知人等からの借入 (内訳)	
				千円
				千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など(内訳)	千円	金融機関からの借入 (内訳)	
				千円
				千円
				千円
				千円
				千円
				千円
				千円
			小計(B)	千円
合計		千円	合計(C)=(A)+(B)	千円
自己資金割合確認欄			(A)/(C)	

※創業時の資金計画で自己資金割合を算出し、(A)/(C) ≥ 1/10 (0.1)

(2) 税務申告1期末終了の創業者のうち会社設立済であり売上高の計上がある者

自己資金割合確認欄	資本金(D)	千円
	借入金等(E)	千円
	(D)/((D)+(E))	

※申込時の試算表等で自己資金割合を算出し、(D)/((D)+(E)) ≥ 1/10 (0.1)

4. 収支計画(今後1年間分)

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	千円
外 注 工 費	千円	工 賃 収 入	千円
人 件 費	千円	雑 収 入	千円
	千円		千円
その他費用	千円		千円
利 益	千円		千円
計	千円	計	千円

5. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入 ・外注予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	

6. 借入金等状況(※)

借入先等	資金使途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

(※)現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
 (経営者本人が負担している保証債務も含みます)。

7. その他(計画に関する補足説明がありましたらご記入してください)
